

## 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(法令に基づく対策本部に変更)

日時：令和3年1月8日（金）16：30～

場所：35会議室

### 次 第

#### 1. 開会

- ・本部長あいさつ

#### 2. 協議内容について

##### (1) 市内、県内の感染状況について

- ・市内の感染状況について

##### (2) 今後の対応について

##### (3) その他

#### 3. 閉会

#### 【新型インフルエンザ等特別措置法】

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。